



第31号
61.3.1

会報
やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口225975

発行者
会長 三好敏夫

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口221712

目次

○新年のごあいさつ	山口地方法務局長	村井昭三	2
○年頭の所感	会長	三好敏夫	3
○社団法人山口県公共嘱託土地家屋調査士会発足なる	公共事業部長	竹内重信	3
○合同理事会・支部長会開催			4
○予算分析グラフに添えて	経理部長	高杉勇助	7
○広告宣伝費を考える	広報部長	宮崎晴雄	7
○証紙貼付状況等調査結果報告		総務課	8
○国調境界冬景色(第2学章)	岩国支部	岩倉一夫	9
○下関支部研修状況	下関支部	編家 徹	10
○岩国支部宿泊研修会レポート	岩国支部	竹森正孝	12



通化寺

山口県土地家屋調査士会

新年のごあいさつ

山口地方法務局長 村井昭三

明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族おそろいでお元気に新しい年を迎えられたことと存じます。

年頭に当たりまして、平素皆様方からお寄せいただいております法務行政に対する御支援・御協力に対し改めて厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のお力添えを賜わりますようお願いいたします。

さて、昨年は皆様方にとりましても、また、私共法務局職員にとりましても画期的な年でありました。

すなわち、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する土地家屋調査士法第十七条の六の規定が七月十八日から、そして、同月一日からは登記特別会計法がそれぞれ施行されたことであります。

公共嘱託登記受託組織法人化制度の

創設の趣旨は、前記条文に明示されているとおり、土地家屋調査士の専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにあります。山口県土地家屋調査士会におきましても、会員の大方の賛同による社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立総会が持たれ、所定の設立許可申請手続がとられましたが、本誌が会員の皆様のお手元に届くころには、すでに登記も完了していることと存じます。

また、登記特別会計制度創設の目的も、登記事務処理体制の抜本的改善のための財政的基盤の確立にあり、登記行政に対する国民の期待と信頼にこたえ得る施策の検討が緊急の課題となっております。

本年は、ただ今申し述べました二つの制度が本格的に運営される意義深い年であります。

二十一世紀を間近にひかえて奇しくも今年の干支は寅であります。新しい年が皆様方にとりまして健康で充実した年であるとともに発展・飛躍の年になりますことを祈念いたしました。新年のごあいさつに代えさせていただきます。





作成について
 新役員となり作成していないので
 報告に差し上げる。
 本報及び補選者のキーマンブート
 作成については市法曹士会と協議し
 ているが進展しないので調査士会担
 当に検討し、規格等会報に掲載する。
 ②、広指について
 会報のする広指については、総務で
 広指三巻⑧を伴成明事会に因る。
 澤生郎

一、経理・広報部会

- 田原孝 新本町当副会長
- 高杉桂雄 部長、高崎
- 広瀬部長、世野、龍
- 口・岡山支部

経理部

- 一、(広指部会に対する世野)
 会報の発行に当っては、送金申請
 並びに別冊マイカーに連絡し、広指
 用写真及び記事を掲載することによ
 り、取組の増加を促すとともに、広
 指収入の増加を計画してもらいたい。
 二、本会総務規定の作成は、成案が
 できないため、今後しばらく見送り
 とする。

- 三、福沢書記協会加入者の昭和六
 十一年一月十七日以降の単独死亡に
 ついては、福沢協の会長承認を条件
 として、社会福祉の助けを協会に明
 知させたい。

(この件については、昭和六十四年度事
 業において審議され、福沢書記の責
 任を希望する者は、すべて協会加入
 を条件とし、協会の会長承認は認め
 ないことと決定した。)

四、昭和六十年度決算の手廻りより
 て、昭和六十二年より会費増上げ
 の必要も予想されるところである。
 どのような形で収入の増加を図るか
 検討してほしい。(文部部長会、各組
 委)

次期理事会に報告の上審議し、文
 部にも提案したい。



④との十分な協議を要す。

三、その他の配当金

① マネー・ライオン等の贈答品
 の配付について
 今年度は年内の納付をしたい

製 格	定 価	納付価格
三浦丸	四二〇円	三五〇円
四浦丸	五五〇円	四五〇円
五浦丸	七〇〇円	五五〇円

各入り目録送付入り
 土地家屋調査士
 〇〇〇〇事務所
 電話 〇〇一〇〇〇〇
 一五〇〇キヤットとする

- ② 去年度は各種アンケートを更
 新してみたい。
 事務局の機能
 ③ 使用している格別欄等

- 一、企画・公共事業部会
 出席者 兼川出副会長
 滝口企画部長、竹内
 公共事業部長、小嶋
 ・福崎各担当



企画部
 全体会議の開催の検討料会に入り、
 決のとり協議をした。

- 一、前年中に取り組んだ事業の全般
 二、本年度中に実施すべき事業の日
 程等

- 三、来年度事業の検討
 一、については予定通り進行してい
 る。
- 二、については
 ① 二月四日、佐藤課、登記部門

広報部

一、台紙発行について

- ① 一月末取柄〆切、二月末発行
 内容

- ・会長、役員新任新年の挨拶
- ・本日の各組の動き
- ・各支組の研修報告
- ・公職法人関係の経理について
- ・一般会員の投稿

- 二、表紙設計の日について
- ① 二月上旬には各支組村の広報
 にお贈りする関係上、一月中に用
 紙所の急務の決断をして欲しい。
 ② 十月一日の実施については前

調査士会の三年総議会

主として厚生館との提携事項で
できるだけ協賛ができるよう懇談
をすす。

② 二月十五・十六日 企画委員
員 王として豊後港について検討
をする。

③ 二月二十五日 登記部門との
協議会

三、来年度の事業計画について次の
とおり協議をした。

- ① 事務研修を中心とした教育研
修
- ② 報酬と福利厚生費の管理に關
する研修
- ③ 企画委員会の開催
- ④ 登記部門との協議会の開催
- ⑤ 精進会研修会

以上について前日の理事会、と第
三代会に諮り決定する。

六日の理事会、本部員を以てより大
方の承諾を得いたが、二月十五・十
六日に計画している企画委員会の研
修については、企画費の確保が
要えられるため各支部一〇・〇〇の
門の負担を提案するも、提案がより
協議があり本定予算内で提出するこ
とで決定した。

昭和六十一年十二月二十七日（土）
山口市 市役所

- 出席者 豊川・西原・新本部
会長、渡口・竹内部
長、福原・小嶋部
長

一、研修費は左について



一、再案検討し、昭和六十一年一月五
日理事会に於いて、出席の承認が得
られる確作された。

二、調査士業務の重要性又業務の予
備の業務・関係者の理解を促し、加
厚の保存の必要を今考へ出陣時の作
成にかりむべく検討、昭和六十
一年度事業とこの事業計画を決定す
る。

三、調査士会の開催を昭和六十一年
二月十五日（土）とし、場所は中
口市御田山屋 高松苑とする。出席
会費は十二時三十分、茶会は翌日
午前十一時とする。

四、昭和六十一年事業計画案作成
五、前日に引き継ぎ記録簿の検討
六、本部研修として、東海研修の
七、本部研修として、東海研修の
中心とした教育研修
八、報酬と福利厚生費の管理に關す
る研修

- 一 企画委員会の開催（二月二日）
- 二 登記部門と協議会（二月二日）
- 三 精進会研修会（二月二日）
- 四 特別会日開催案の開催

支部報告

出席者 榎野支部長 樋口部長

- 山一 比良（吉田）
- 徳田（山口） 岩本
- （横） 崎山（下原）
- （橋本）（前野）

本日は支部長会の協議問題は提出
していきが人が本部会の日程に於
て対応してのさます。

一、企画委員より提出の六十一年七月
一日の新報掲載による新報目録は、
会費方の軽減に役立つものと思いま
す。企画部のよりは研修費の修
い等、要は全員の発行、協定を指導
すべきと存じます。報酬の管理に
は各支部とも重要事項として、年中
取り組んでいきたいと思えます。

二、免許維持会連合会の調査に於
いて受注料金の決定、登記料の減上
を考へてもらいたい。

三、会費部が公共事業部とは違い
に決りて経営にも悪影響のない実務を放
つてもらいたい。

四、企画部が公共事業部とは異い
てすが、世帯の増と日昇率で土
地建物や地産物、他県に出るが
について厚州上の特ラブルがあり、
西原部長に研修の個人研修のし文
書指導をお願いしたい。

五、企画部が公共事業部とは異い
て、下開建設で研修よりも多くを請
われています。

六、会員及地産物のキーエブリー
の有用な案を本部会を導いては
るが具体化された活動がまだで
ない。他、統一されたシステムを又
費用の面を調べてほしい。

七、企画として横つらにの〇事業
を以て、厚州研修会には出された
ものかどうかであらうか。

八、小倉研修会長の出席で防府支部
で型に使用されている研修を採
たもどうかとの提案あり、了解した
ら、同委員会がキーエブリーを
を以て研修、一週間の研修の
を出席点状について検討して頂き
る。本部会に負担が重くなるな
んな活動をしたい。





助成予算で交付金年間三万円のスタートが決められているが、当初計画の会員負担公費の導入を決めるべきではないか。経費向上計画、人合費等の減少で、財政改善への経費不安も考えられるが、長期健全化に向けて検討してほしい。

また、厚生期の記録簿移行後は、後回し地区に転落してありますが、受託の方向で計画してみます。

予算分析グラフに添えて

経理部長
高 杉 真 助
昭和六十年度予算分析グラフ



多くの会の経理を担当していると、仕事で種々の疑問が生じてくるものである。収入の大半を管理費等に費やし、会員に課金すべき事業費(指導研修費及び研究費等)が少ないのではないかと等々である。

そこで自分なりに納得したいためのグラフを作って見たので参考のために会報に掲載することにした。

調査士会に経理基準でもあれば比較して見たいところであるが、今後は報告(中ずり内)の予算をグラフ化して比較研究してみたいと思っている。



な材、グラフだけでは簡単過ぎるのでも大田の態について若干説明を加えて置きたい。

一、支出の内訳は管理費約二八%、(一、〇二〇万円)、事業費約六〇%、(一、〇三万円)、手続費等約二%、(六一万円)となっており、管理費は会の運営状況により事業費の一定に充当されるものと扱われる。

二、管理費の内合費(二六六万円)は、議員の給与及び社会保険料が大半であり、一般管理費(三三〇万円)は旅費交通費(一〇〇万円)及び通信費(八〇万円)が過半を占めている。今後議員等の運賃値上げがあれば増額を余儀なくされ、手続を圧迫することも予想される置行である。

三、事業費については、連合会、ツボツボ会納付金(一四八七万円)が最も多く、指導研修費(四五一万円)の内には文芸交付金(三三九一万円)が大半を占めている。

以上予算の分析について簡単に説明したのであるが六十年度予算を見ても各費目とも増額の傾向のないままの予算である。

上記団体の納付金の増額、または旅費交通費等の増加があれば、両者に合費額上に絡切らなければならぬ心が実情であり、その際には支部交付金も増額しなければ支部運営にも支障をきたすのが現在の会の経理状況と取られる。

広告宣伝費を考える

広報担当
高 杉 真 助

一、あなたは土地家屋調査士として、広告宣伝費を一年間でどれ位使っていますか。

一般的な宣伝の方法として考えられるのは、テレビ、ラジオでの放送、新聞紙への掲載、折込み広告、他品の配付等様々な方法があるわけですが、我々土地家屋調査士が行うとすれば、テレビ、ラジオの放送は料金が莫くてなじまないのではないかとおもわれます。又折込み広告も商品の販促ではないのでなじみません。残った新聞紙への掲載、カレンダー、キーホルダー、マグネ、ライター、ポスター、ステッカー等の物品の配付程度のものでないでしょうか。

では実際はどれ位、使っておられるかを考えてみましょう。

本案ならば委員の皆さんはアンケートとしてその結果をすべておっしゃるが、時間の関係上省略させていただきます。まず私の事務所の場合を考えてみますと、昭和六十年度において広告宣伝費と別れるような支出を控えています。四月一日の表示登記の日の新聞案内は吾刺張の名前を入れてもらった後費二万円が唯一の支出でした。

私の事務所の場合、年間二千万円とすると、それがしめる割合はわずか〇・一％ではないでしょうか。

〇、何故使わないのか、
それでは、何故使わないのかも考えていただきたいと思います。白いつくままに掛かってもいいですよ、一、他の会員に不当誘致だとい

て非難されるのではないかと思ふ。又、実際に金銭する。

二、宣伝をしても効果がすぐには現われぬ。

三、宣伝費を使うだけの金が無い。例、土地家屋調査士は、そういう宣伝をする必要は全く無いとおもっている。

といったことが代々の地産地消でないでしようか。

〇、宣伝をすることの意義
以上のようなことが宣伝をしない宣伝費を使わない理由であらうかとおもわれますが、土地家屋調査士の宣伝をするということは、どのような意義があるでしょうか。

私は次の二つの意義があるとおもいます。

一、職域の確保
二、地位の向上
まず一、の職域の確保ですが、この数年來、不動産の取引が年々低下して来ており、土地家屋調査士の取り扱う登記件数も、これに合わせて低下しています。そこで考えられるのが仕事市場の確保であります。

**四月一日は
表示登記の日**

土地家屋調査士制度と不動産登記制度を、国民の皆様に理解していただくことによつて、表示登記の重要性を説明していただくことになるとおもいます。

例えば、建物を築新したり、補修を要したりすれば一ヶ月以内に実地の申請しなければならぬとか、地界については永久権を埋没することをよつて境界が明確となるとか、又山林については近年マキを利用しないため山に赤り行かないのと、境界を知っているお隣が次から次へとなくなっていくことによつて、境界がますますわからなくなり権利が侵害される恐れがあるとか、あるいは

69 甲種広告宣伝費 300 社ランキングの一部

順位	社名	業種	広告宣伝費 (百万円)	売上高 (百万円)
1	住友	化学	30,718	8,311
2	トヨタ自動車	自動車	30,500	0,356
3	松下電器産業	電気機器	27,538	0,885
4	日産自動車	自動車	27,482	0,776
5	サンヨー	食品	26,678	3,594
6	日立製作所	電気機器	26,400	0,871
7	朝日新聞	新聞	26,349	1,164
8	利根川	自動車	25,820	1,324
9	ライオン	化粧品	22,058	8,427
10	貴州	化学	21,620	0,669

(資料は日経ビジネスによる)

は登記には表示の登記と権利の登記があり、表示の登記は土地家屋調査士がするんですよ。つまり、関係をもつて土地家屋調査士の登記を義務しないよう理解をいただくと、数え切れないほどの意義があるかとおもいます。

二、の土地家屋調査士の地位の向上とは一、の職域の確保をすることによつて地位はじだいに向上するものとおもわれます。

最後に大企業の広告宣伝費の二割を紹介したいと思います。

**証紙の貼付状況等
調査結果の報告**

右について昭和六十年七月分調査について調査致しました結果は、前表のとおりです。去る一月五日、六日の役員文部合同会議で、調査委員のみなさんで、調査文部を無効すること決定されましたが、証紙の貼付状況の報告、貼付状況を聞くことになり、ひいては調査委員のみなさんで報告することになりましたので、今後は調査委員は、山口県土地家屋調査士会の会員であることを元々自覚をもち、次期調査時には無償の報告ができるよう、証紙を貼付いたします。

証紙貼付状況等調査集計表 (60年9月分)

	調査士申請		本人申請		司法書士申請		嘱託申請		計		1			2	3	4	
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	イ	ロ	ハ			イ	ロ
岩手県	83	85	12	0	0	0	55	1	150	86		3		12			
国井東	97	46	1	0	0	0	56	1	154	47		2					
久米	20	27	0	0	0	0	61	0	81	27							
山田	8	2	0	0	0	0	55	0	63	2	1					1	
久米	8	8	3	0	0	0	38	0	49	8							
山田	102	94	0	0	2	1	90	0	194	95	3	31			3		
久米	61	64	1	0	0	0	33	0	95	64	1	5		1	0		
山田	49	34	0	0	0	0	34	0	83	34		10			1		
山田	76	99	0	0	1	0	147	0	224	99		9			2		
山田	134	146	2	0	2	0	69	1	207	147	4	15	1		11	2	
山田	24	6	11	0	1	0	18	0	54	6					1	1	
山田	35	20	1	0	0	0	3	0	39	20					2	2	
山田	14	8	2	0	2	0	91	0	109	8		2					
山田	37	49	3	0	0	0	3	0	43	49					3	3	
山田	43	42	1	3	0	0	28	0	72	45		11			4	4	
山田	8	14	5	2	0	0	100	0	113	16	1	1			7	7	
山田	206	149	4	0	12	2	0	0	222	151	2	1			4	4	14
山田	40	37	0	0	0	0	6	0	46	37		3					
山田	10	17	0	0	0	0	10	0	20	17							
山田	172	222	10	4	0	0	43	0	225	225					10	10	
山田	8	13	5	1	0	0	78	0	91	14					6	6	
山田	16	10	2	1	0	0	64	0	82	11					3	3	
計	1,251	1,192	63	11	20	3	1,082	3	2,416	1,209	12	97	1	66	23	1	0
(59年)	(1,533)	(1,653)	(73)	(39)	(13)	(0)	(2,326)	(47)	(3,945)	(1,740)	(45)		(0)	(87)	(13)	(75)	(36)

- 調査結果
1. イ 証紙貼付もれ
ロ 旧証紙貼付枚数
ハ 申請書補正状況
 2. 個人申請及び非調査士と思われるもの
 3. 司法書士の取り扱った表示申請
 4. イ 嘱託申請で証紙の貼付もれ(委任状のあるもの)
ロ (委任状のないもの)

国調境界冬景色 (第二学章)

岩田支部
岩倉 一夫

さて、前回投稿の第一学章を御読みなさいまして、誠に有難うございました。厚くお礼申し上げます。次第でございます。なお第一学章でとんでもない間違いがございました。つまり地籍調査の数値地区(D地区)の各筆界点に座標値(仮)があると申し述べましたが、仮座標値(又は固有の座標値)があるのは電算面積測定法による地区(C地区)のことでございます。D地区については各筆界点に国家座標値(公共座標値)が厳として存在しているのです。ここに謹んで訂正します。とにも深く御詫び申し上げます。

又、先日岩田支部のS先生から次のようなお叱正を賜りました。つまり筆界点の座標値を読む方法として地籍図郭内の十印をつないだ線は正確(直交していない、直線でない、間隔が正確に一〇〇・〇mmになっていない)なので採用することはできないとのことでした。まことに御尤もな御忠告をいただき、心から感謝している次第でございます。座標値を正しく読むことは実に重大な問題でございます。このことのみにはぼって私見を申し述べると致しまして、原稿用紙数枚になることは間違いないでございます。

座標値を正しく読むことは至難の技でございます。そのためには色々と工夫を凝らさなければならぬわけでございます。私などはそのために鉄工所特製のお厚い金属の直角定規と、製図器用のMUTHの縮尺五百分の一、長さ四〇〇mmの定規を用意しております。

なお本紙に投稿しました内容は、十七年間地籍調査地区で測量をやった経験から私のケイケン談でございます。同の拘束力もないものでございます。いづれ国調地区の調査測量実施要領ができたアカツキにはそれに従わなければならないと愚考するものでございます。

座標値を正確に読むための留意事項として第一学章で四点ほど挙げましたが、始めの三点が思わしくなく、かつ図郭内の十印関係が正しい場合は、後者を使用するのが得策かと思っております。

又、一番要領のいい方法は、図郭線の正、不正に関係なく、読み取りに使った図郭線を測量図に付記することでございます。これを五〇mmおきにある区画線にまで拡大して考えることができるのでございます。たとえば一枚の縮尺五百分の一の地籍図について、左下図郭線の座標値がR11-234.00m、R11-10.00mの場合、左上はR11-233.85m、R11-10.00mでその間に区画線との交差点が二点あります。又右上はR11-

1-233.85 m. $\gamma = 10.20$ m. γ . その間に区画線との交差点が三点あります。次に右下は $\gamma = 234.00$ m. $\gamma = 10.20$ m. で、この間の交差点が二点、左下にもどって、この間の交差点が三点、つまり図郭線関係が合計十四点あるわけです。又図郭内には十印(区画線の交差点)が六点左右、総合計二十点あるのでございます。

筆界点の座標値を読取った基準線(二十点のうちの一つ)の座標値を測量図に付記しておけば、個人の読取り誤差は ± 1 m 以内(座標値の読取作業は熟練しなければなりません)つまり現地で ± 1 m 以内ですから、まあまあです。

筆界点の座標値を図郭線から読取る場合は、現に線がある訳ですから比較的容易なわけですが、区画線から読取るときは、第一学章で述べた7H云々が登場するわけです。7Hが駄目なときは、マイラー(ポリエステル、トレーシングフィルムで、「きもと」製の場合、商品名DIA MATで、厚さ ≈ 0.25 mm 以上で、両面に書ける「B」がよい)を使用して写すわけでございます。これ又相当熱練のいる作業で、写した後、ずれた箇所がないか慎重にチェックする必要があります。このときに区画線を定規で一線に引いておくことです。たとえば座標値読取の基準線に区画線の交差点を使用したとき、上述の

地籍図を例にとれば $\gamma = 233.90$ m. $\gamma = 10.05$ m. という具合に、地籍図番号とともに測量図に付記すればよいのではないのでしょうか。

第一学章で、山口県の測量原点は隠岐島の西方の海上又は海底と申し述べましたが、これも誤りで、もう少し正しく言えば、日の海面と申し上げるべきで、ばキロメートルもある海底では多少誤差があるのでないかと思いますが、地球の半径六三七七キロメートル(赤道)と比べれば全然問題はないわけですか。話は変わりますが、第一学章で大島郡は全部C地区と申し述べましたが、これもまた間違いで、A、B地区もまざっているようでございます。重ねがさねゴメンナサイね。

電算面積測定地区(C地区)とA、B地区の違うところは、宅地の登記簿を閲覧したとき、C地区の場合、小数点以下の数値があることでございます(つまり一般的に 0.0 とはなっていません)。これは仮座標値の読取りを実寸で 0.1 m まで行っているためでしょうが、実際には、読取りの誤差及びあやまりがありますので無意味だと愚考いたします。

さて、電算面積測定機の概要を陸地写真株式会社資料に基づいて申し述べることといたします。「この機械による地積測定の方法は、筆界線には関係なく、筆界点の座標(測定機固有の座標系による座標です)

を測定して、このデータにもとづいて座標計算を行って面積を算出する方法で、図上法においては、現在の処最高の精度を維持しうる機械であるものと信じます。なおこの方法では、筆界点のそれぞれの座標値が明示されるので測定手薄があれば、図面を紛失又はよごれた場合でも、筆界点を再現することは容易にできます」と書かれているのでございませぬ。

この機械の構造は、地籍図をおく台の手前にX軸、及びY軸を前後、左右に動かす二つのハンドルがついていて、機械正面上部にはスクリーンがあり、十字線がついていて、原図を五倍に拡大した正像がうつるようになっていまして、読みやすさ、したがって地籍図上の筆界点を十字に合わせるためには、X軸、Y軸の両ハンドルを操作すればよく、合致したところで、スタートボタンを押すと、その筆界点のX及びYの座標値が自動的に記録されるようになっていまして、又一方では、サン孔機で紙テープに孔がつけられ

これを電子計算機に入れると、座標計算が行われ、面積が求められるようになっていまして、

したがって「測定者は、ただスクリーンの十字に筆界点を合わせ、スタートボタンを押すだけで、他はすべて自動化されていますので、筆界点をまちがいに押えれば信頼し得る測定結果が容易に得られます」と書かれているのでございます。

問題は、この「まちがいに」でございまして、人間のやることですから、絶対に「まちがいに」は参らないわけではございません。筆界点の一つとばして押せば当然面積は正確なわけではございません。

これに対する処理方法は、次回第三学章以降に申し述べさせて頂きたいと思えます。長々と御読み下さいまして誠に有難うございました。御意見がございましたら御電話でも、御来書でも、又本紙上でも、御来駕下さいまして結構です。何卒御遠慮なく、よろしく御願ひ申し上げます。次第でございませぬ。

下関支部研修状況

堀家 龍

下関支部では、本年度第一回目は

スライドによる(建物認定・地目認定)目で見・耳で聞く視聴覚による「研修」、第二回目は報解とPC一五六一(ポケコン)による研修説明を一件ずつ仕上げしていく例解方式による研修。第三回目は事務研修(不動産の税務について)を予定してい

まず。我々調査士は、常に業務に精通し、研鑽を積むことを目標にしています。が、具体的に何をどれだけやればよくなるかと個人差も多く如何なる研鑽をすれば良いか困難な問題です。

二回目のPC一五六一(ポケコン)の研修について状況を報告しますと、支部内の中原会員と無敵会員の両事務所ですでに開発がなされており、数人の会員はすでに、それぞれのプログラム・ソフトを借りて作業中であります。が、両事務所の協力を得て、支部研修を行うこととし、企画委員会で両者の成果を検討しましたところ、何れも甲・乙・つけがたいできればであり、どちらを採用するか選択に困った。

ポケコンに薄識な私は二つのプログラムの良い点を取り入れて一本化したものを作ることを考えてみました。が、この計画は実は安易な考えであることを知り、二本立研修をしましたが、色々の問題があるようです。それはさておきPC一五六一の良い所をPRしてみましよう。

一、小型で現場に携行できる。

二、価格が安い(例えば土地百㎡以下の報酬より安い)

報酬表から平板の表示が消えたため(測量の殆んどがトランシットを使用する)

三、容量が比較的多く測点で百ノ百五拾記憶できる)

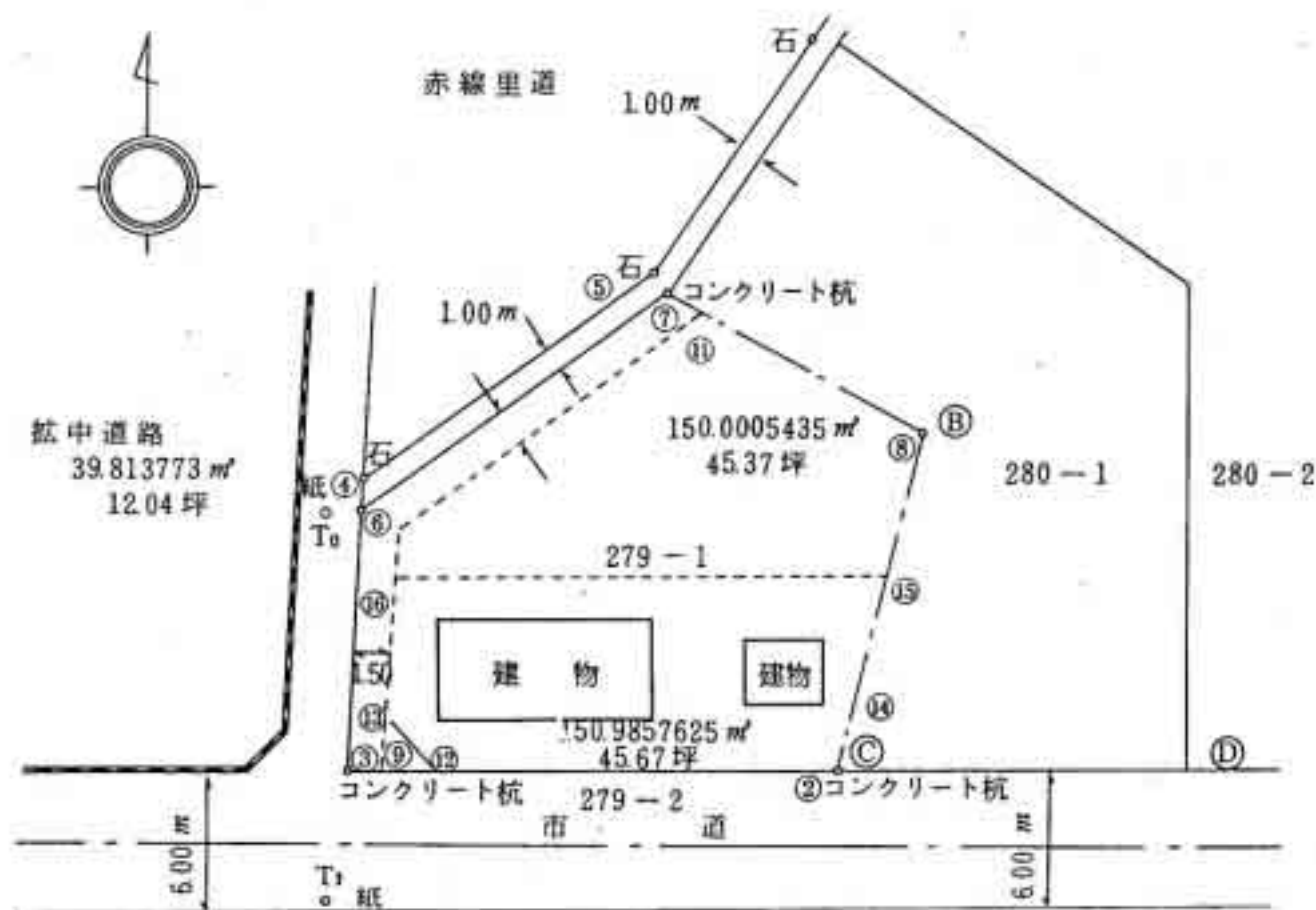
測量成課

180-00-00
X=100
Y=100

		T ₁		
T ₀	H=	0-00-00	V=	359-20-00 L=16.801
②	H=	75-20-25	V=	358-40-50 L=22.005
③	H=	8-50-30	V=	352-10-30 L=5.652
④	H=	4-58-45	V=	0-00-15 L=17.600
⑥	H=	5-07-56	V=	0-00-10 L=16.232
		T ₀		
T ₁	H=	0-00-00	V=	0-40-10 L=16.801
⑤	H=	235-30-10	V=	1-20-10 L=16.404
⑦	H=	238-58-40	V=	0-55-15 L=16.402

(281-1) 地積測量図座標

A	X=208.452	Y=214.053
B	X=202.634	Y=224.777
C	X=188.768	Y=221.282
D	X=188.793	Y=235.732



四、容姿はミニですが、中身は従来の大型並ですからこたえられませぬ。

私の思いつきの程度ですが、我々の報酬は二年に一度上がりませんが、コンピュータの世界では、時代と共に反比例して価格は安くなり、精度は高度になります。これも営業努力でしょうが我々も学ぶ必要があるのでないでしょうか。

次の図は研修の説例です。

- 一、外周の境界点の座標計算
 - 二、(B)は座標変換(式八〇一)若は既に測量図があり、それと今回の測量成果と同一座標系にする。
 - 三、道路を四州に確保するために直線の平行移動又は道路のすみ切をする。
 - 四、建物に平行に定面積分割します。
- 以上、四つの例をいとも簡単にやってくれます。
- また、慣れれば慣れる程良きパートナーになります。
- 良き友として末永く付き合ってください。

岩国支部宿泊研修会

レポート

岩国支部広報協力員

竹 轟 正 孝

恒例の岩国支部宿泊研修会は昭和六十年十一月九(土)、十(日)日の二日間に亘って、本県最東端、大島郡東和町に於て開催された。開催案内には意地悪にも会場名と所在場所しか書いてなく、皆、日頃鍛えた現地把握能力を蜜柑の取入最盛期の島内に遺憾無く発揮して片添ヶ浜の「東和荘」目差して急いだ。

過半数の会員出席の下、比良支部長の開会の挨拶に続いて企画委員会(浦井委員長)の面々の心配で法務局より拝借したスライド、「建物認定」及び「地目認定」の映写があった。所用時間約四時間。予定より時間が掛ったのでスライドを看ての疑問点や感想は翌日と言う事になり、広間で出席者一同に会して夕食を摂った。蜜柑と並んで魚でも有名な島だけあって肴もふんだんで酒も大いに進んだ。散会後は気の合う者同志議論好きのグループ、趣味を同じくする者連と、部屋割りにお構い無しに占拠して旧交を温めあう者有り、図根点がどうのと論議風発する者有り、基盤を囲む者有りで東和荘は不夜城に変じた様であった。

ダウンする者が出やしないかと筆者は陰ながら心配したが、さすがは

常日頃トランシットや光波を肩に山野街中を歩する面々、研修会二日目は無事定刻に始まった。

まず、前日の続きでスライドを看ての感想である。「建物認定」については、建物と認定できるのはどの程度迄建築工事が進行した時点か、入居者に内装工事を行わせて入居させる目的で建築された賃貸ビル(従ってコンクリート等が荒打してある程度)は種類が未定であるので登記できないとの説は妥当と思うか否か等々について活発な議論が展開された。「地目認定」については農地に

植林した場合に山林と認定できる一応の基準は三ないし五年程度の経過が必要と説明されているが、山間の荒廃した農地等では短縮してもいいのではないかと、中間地目を排除しようとしているようであるが、分譲地では合筆して分筆する必要があるケースがほとんどで、地目が同一でないと合筆できないので中間地目も必要である等の発言があった。又女性ナレーターが「……できません。」

「……できません。」と美声を強めて説明しているのが妙に印象的だとの声もあった。

次にいつもの「報酬額の統一の運用」である。建物と土地についてモデル・ケースを出題して各々の報酬額を算出させるものである。昨年迄は建物は十分「統一的」であったが土地については相当のバラツキがあ

った。しかし本年は土地についてもプラス・マイナス一割程度の誤差に止まり調査士の行うべき測量手法について会員間でコンセンサスが形成されつつある事を感じた。

熱心な討論は昼迄続いた。支部長の閉会の辞の後一同で昼食を摂り来年の再会を約して東和荘を後にした。帰途の車中である実年の会員がしみじみこう言われた。「宿泊研修会に参加すると皆が何を考え、どういう方向に進もうとしているのか肌で感じられる。測量の難しい点は良く分らなくても来年も是非参加したい。」と。

裏紙写真説明

周東町、市街地の南二kmの山にこまれた通化寺である。

通化寺は明治維新の際活躍した遊撃軍の駐屯地として約二五〇名が居た。高杉晋作の詩、「財を贖にして正を興すはわが功に非ず……」も残されている。遊撃軍の記念碑、その他貴重品類等がある。

編集雑感

確定申告も提出された事と思いますが収入は如何でしたか？ 世情は段々と厳しくなっていくようです。会員の投稿大変有り難度御座います。今後も多数の会員の投稿を歓迎します。

本紙は新編集の編者がしたもので発行が遅れたことをお詫びします。



会員異動状況

一、入脱会状況

名	氏名	異動年月日	入脱会
宮田	林 光三郎	六〇・一二・二〇	脱会
下畑	下村 マサ	六二・一・二六	脱会
百原	金本 三郎	六二・一・二三	死亡

二、事務所変更他

支店	氏名	異動年月日	異動事由	備考
下関	下野 洋二	六一・一・七	事務所変更	下関市細江町三番四号
宇津	藤山 長生	六〇・一一・二〇	住所変更	小倉田原大字東高田一四番地の三
三田	高橋 清治	六一・一・二四	事務所変更	藤井市南町七丁目一番一号
・	藤井 義明	六一・一・二五	事務所変更	岩田町朝見去丁目一六番三〇号
・	奥原 誠	六〇・一一・二五	事務所変更	藤井市南町三丁目六番一八号

正誤表

誤

表紙3行目

社団法人……………発足なる

3ページ3段目後より2行目

日調連公共事業部

4ページ2段目題目

合同理事會支部長會開催される

4ページ3段目3行目

理事長

同 西山 敬 4行目

西山 敬 敬

同 基づき 4段目10行目

基づき

5ページ1段目9行目

総務部

同2段目5行目

岡山記事

同4段目中程

欄のマーク

正

社団法人公共殖託登記土地家屋
調査士協会発足なる

日調連公共事業部

合同理事會支部長會開催される

理事長

同 西山 雅 敬

基づき

総務部

岡山記事

朱肉のふたにこのような欄のマークを入れる